

香川県条例第17号

香川県警察関係手数料条例及び香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(香川県警察関係手数料条例の一部改正)

第1条 香川県警察関係手数料条例(平成12年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料の額) 第2条 略			(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 道路交通法(昭和35年法律第105号)に基づく事務 別表第7 (8)～(12) 略		
別表第7(第2条関係)			別表第7(第2条関係)		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1～29 略			1～29 略		
30 講習手数料	(1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	略	30 講習手数料	(1)～(14) 略 (15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	1時間につき2,000円
31・32 略			31・32 略		
備考 略			備考 略		

(香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(平成24年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(信号機に関する基準)

第2条 略

(1) 略

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車(交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(信号機に関する基準)

第2条 信号機に関する基準は、次の各号のいずれかに該当する信号機であること又は信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに該当する信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 略

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車(交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。